

人権かわら版28号

ステンドグラス

編集発行

長崎県人権教育啓発センター
(長崎県人権・同和対策課)

平成28年12月16日に制定・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」について、紹介します。

この法律は部落差別の解消を目的とする初めての法律です。

【質問1】どのような法律なんですか？

部落差別の解消を推進し部落差別のない社会を実現することを目的とした法律。

ポイント①：法律名に「部落差別」という名称が入りました。

ポイント②：現在も部落差別が存在することを法律に明記しました。

ポイント③：部落差別は「許されないものである」こと、「解消することが重要な課題である」ことが示されました。

ポイント④：部落差別の解消のためには、教育と啓発が必要であると明記されました。

【質問2】この法律ができた理由は何ですか？

理由 ①：インターネットが普及し、その匿名性や拡散性を悪用し、部落問題に関わる差別的な書き込みが頻発するようになってきました。

理由 ②：「戸籍謄本等不正取得事件（プライム事件）」や戦前につくられた「全国部落調査」の復刻版を出版しようとするなど、悪質な差別事件が起きています。

理由 ③：特別措置法失効後、「法律が終わったから、同和行政・同和教育は終わった」などという誤った考え方によって、部落差別の現実を軽視する考え方が広がってきました。

【質問3】この法律によって、私たちはどんな取組をしていけばいいんですか？

第五条が取組のポイントになります。

〈第五条〉国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。



○各地域において部落問題を正しく理解し、その解消に向けた啓発が必要です。

○各学校において部落問題学習を行い、子どもたちに正しく理解させ、部落差別を解消していくための力をつけていく**教育内容**をつくっていくことが必要です。

○地域に被差別部落が「ある」「なし」に関わらず、どの地域でも取り組んでいく必要があります。

【質問4】部落問題を正しく理解するための啓発資料や授業案等はどこで入手できますか？

問合せ①：長崎県人権・同和対策課（啓発資料を取り揃えています。）

Tel 095-826-2585

問合せ②：長崎県人権教育研究協議会（授業案を提供できます。）

Tel 0957-50-1268

※法務省や（財）人権教育啓発推進センターのホームページでも、啓発資料等は入手できます。

人権・同和対策課では、主催講座や職員研修等で人権問題の解決に向けたワークショップを行っています。今回は同和問題に関する事例を紹介します。

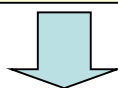
事例

ある学校の保護者の人権研修会で、次のような意見が出てきました。

「私の知っている限りでは、私たちの周りでは部落差別はあっていません。だから、人権教育をする必要はないと思います。」また、別の人からは、「授業の時間が少なくなっているのだから、もっと教科に時間をかけてほしい。」という意見も出てきました。このような保護者の意見をどうまとめるか、ファシリテーターは困った表情をしていました。

- *この事例について、あなたはどんなことを考えましたか？
- *この事例では、何が問題だと思いますか？
- *このような状況のとき、どのように対応していけばよいと思いますか？

参考資料



■平成29年3月に「長崎県人権教育・啓発基本計画」が改訂されました。その中で、学校等における人権教育の推進の方向性として、次のようなことが示されています。

学校においては、我が国固有の人権問題である同和問題の解決をめざして同和教育を推進してきました。この取組においては、心がけや思いやりなどの一般論にとどまるのではなく、教師が「差別の現実」や「子どもの姿」から学び、個々に寄り添った教育を行う大切さを明らかにしてきました。また、学校におけるいじめなど他の人権問題においても、差別の根は同一であるという認識のもと、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決をめざして取り組んできました。

県は、同和問題の解決は国や地方公共団体の責務であり、国民的課題であるとの認識のもと、「長崎県人権教育基本方針」を踏まえ、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決をめざし、これまでの取組の成果を生かした人権教育の充実、推進に努めます。

■「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日に制定・施行されました。部落差別の解消を目的とする初めての法律です。

この法律の目的は、第一条に次のように示されています。

<目的>

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

<概要> ○部落差別を解消するための施策実施を国および地方公共団体の責務とした。（第三条）

○相談体制の充実を明記した。（第四条）

○部落問題に関する教育および啓発の実施を明記した。（第五条）

○実態調査の実施を明記した。（第六条）

※この法律の特徴は、一人ひとりの国民に向けた法律だということです。部落問題をはじめとするさまざまな人権問題は、差別をする人の問題であるということを、改めて認識することができる法律です。

※具体的な施策については、何も明記されていません。各地方公共団体や学校等でそれぞれの地域課題にあった取組が求められています。

■学ぶことの意義

「知らない」ことが差別につながることを思い知らされる事例を紹介します。

◎当時、ある建設会社で働いていた社員（Aさん）が福岡県の市役所で、同和地区を問い合わせることがあった。

発端は1998年10月。福岡県小郡市内に家を建てる予定の客から、「同和地区を避けて土地を探してほしい」という依頼をされたAさんは、独断で小郡市役所の同和对策室を訪れ、どこが同和地区なのか尋ねた。市役所の担当者はAさんの行為は人権侵害で、市の条例に抵触するとして応じなかった。

長崎県出身のAさんは県内の小学校、中学校、高校に通っており、「学校で同和教育を受けた記憶がない」と、部落解放同盟福岡県連合会などに証言していたこともわかった。

（長崎新聞より）

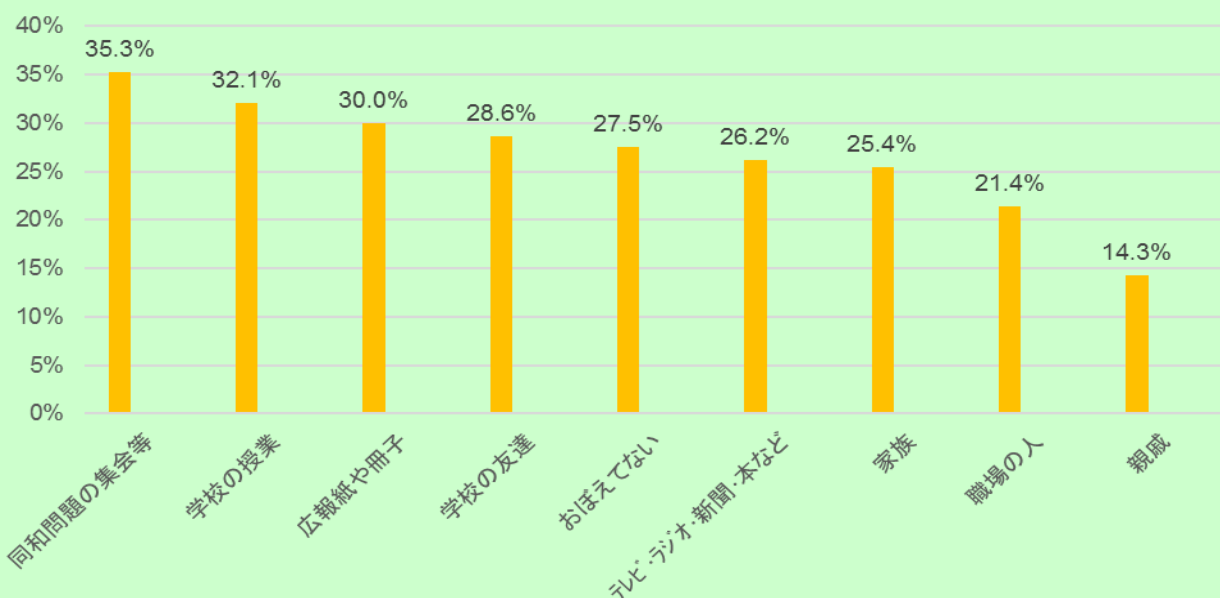
この会社員に、差別をしようとする「意図」はなかったようです。しかし、結果として差別事件を起こしてしまいました。この会社員が学生時代に同和教育、人権教育を受けてきたのかということも問題とされました。

私たちは部落差別をなくすために、同和問題について学ぶ必要があることは言うまでもありません。それだけでなく、同和問題について学ぶことが、上記のような無意識の差別を防ぐことにつながるのです。

このことを受けて、長崎県教育委員会は教職員に対して、「子どもたちの心に残る同和教育、人権教育」になるような研修会等の見直しを図りました。また、Aさんが働いていた建設会社でも「同和問題に対する研修をしてこなかったのが原因」として、同和問題についての社内研修を行うようになりました。

- 平成27年度「人権に関する県民意識調査（長崎県）」によると、同和問題は近い将来なくすことができると回答した人が、どのようにして同和問題を知ったかということ、同和問題の集会（35.3%）、学校の授業（32.1%）、広報紙（30.0%）という順になっています。このことから、同和問題について家族や友人から聞いたという認知よりも、学校の授業や研修会等で同和問題について認知した人のほうが、解決できるという思いが高くなることがわかります。

同和問題は近い将来なくすことができると回答した人が
同和問題について知ったきっかけ



県人権教育啓発センターだより

長崎県庁舎の新築に伴い、長崎県人権教育啓発センター(人権・同和対策課)は、平成30年1月22日に、新県庁舎へ移転しました。新県庁舎へ移転後も、当センターは、「一人ひとりの人権が尊重される長崎県づくりをめざす人権教育・啓発活動の拠点施設」として開設しておりますので、ぜひご利用ください。

来て、見て、読んで、学ぼう！！



1階協働エリア



県政資料閲覧エリア
(ビデオライブラリーコーナー)
(情報収集・提供コーナー)
(展示フロア)



展示ボード
(企画展等)

【センターの概要】

- ◆1階
 - 県政資料閲覧エリア
 - 展示スペース
 - 協働エリア
 - 外部貸出対応会議室
(1階及び3階一部会議室)
※貸出は土・日に限ります。
- ◆2階
 - 執務室(センター、人権・同和対策課)
- ◆各階
 - 相談室(1階から7階まで各階に設置)
※執務室以外は、他部局との共用です。

【センターの利用方法】

- ◆図書・ビデオの貸出(無料)
 - 県内在住の方または県内に通勤・通学されている方へ、貸出申込により貸出ができます。
※ビデオ・・・1回につき5本まで
書籍・・・1回につき8冊まで
期間・・・2週間以内
- ◆1階協働エリア・会議室の貸出(無料)
 - 人権に関する団体やグループにおいて会議や研修などで貸出ができます。
※利用の際には、事前に当センターへ電話等にてお申込みください。

長崎県人権教育啓発センター (県人権・同和対策課内)

〒850-8570
長崎市尾上町3-1 県庁内
TEL 095-826-2585 FAX095-826-4874

開館：平日、土曜、日曜(午前9時～午後5時まで)
休館：祝日、振替休日、年末年始

長崎県人権・同和対策課

検索

